

ELEMENT MATERIALS TECHNOLOGY

購入条件（日本）

1 一般

- a. これらの利用規約（「条件」）において、「バイヤー」とは、サプライヤーから商品またはサービスを購入する Element Materials Technology グループの法人を意味します。「サプライヤー」とは、注文書に記載されているサプライヤーを意味します。「注文」とは、注文書に記載されている商品またはその他の資料、および必要な付随的な商品または資料を意味します。「サービス」とは、注文書に記載されているサービスおよび必要な付随サービスを意味します。「会社」とは、バイヤーおよび/またはその子会社（2006 年会社法の s.1159 の意味）を意味します。「契約」とは、商品および/サービスの販売および購入のためにバイヤーと供給者の間で行われた契約（これらの条件および注文を組み込んだ）を意味します。「注文」とは、サプライヤーからの商品またはサービス、あるいはその両方における注文を意味します。「サプライヤーの保証」とは、条項 5a、5b、および 5c に規定されている保証を意味します。
- b. 注文は、これらの条件に従ってサプライヤーから商品および/またはサービスを購入するバイヤーによるオファーから成立します。注文は以下のいずれか早い時期に受理されたものと見なされません。
 - i. サプライヤーによって承認された注文書面 または
 - ii サプライヤーによる注文に沿った履行過程において購買契約が成立した時点
- c. これらの条件および注文には、全契約に関して当事者が合意したすべての条項が含まれ、当事者間契約成立事前において、口頭での合意、表明、提案文書、または理解（サプライヤーが合意した条件を含む）に優先します。パンフレット、価格表、注文確認書または同様の文書に基づいて適用することを意図しています。これらの条件は、サプライヤーが課したり組み込んだりしようとしている、または取引、慣習、慣行、または取引過程によって暗示されている他の条件の除外に適用されます。注文またはこれらの条件の変更は、バイヤーが書面で明示的に同意しない限り有効とはみなされません。これらの条件は、バイヤーの法的小およびその他の法的権利に影響を与える事はありません。
- d. これらの条件の見出しは、便宜上のものであり、解釈に影響を与えるものではありません。「含む」という言葉は、それより前にある言葉の一般的な効果を制限しないように、また、与えられた例が問題の排他的または限定的な例ではないように解釈されます。

2 商品の配達/サービスの提供

- a. サプライヤーは、注文書に記載されている配達日または完了日までに、商品を配送するか、サービスの提供を完了するものとします。日付が指定されていない場合、商品の配送および/またはサービスの完了は、注文日から 28 日以内、またはバイヤーとサプライヤーが書面で同意した日程までになります。商品の配達および/またはサービスの完了時間は、契約の本質によるものとします。
- b. 商品の配送およびバイヤーへのサービスの提供は、注文で指定された場所（指定されていない場合は、注文が発送されるバイヤー先）によって行われるものとします。注文書に明記されている（明記されていない場合は、業界で認められている慣行に準拠した方法を使用する）ものとします。
- c. サプライヤーは、注文書に記載されている数量の商品を配送するものとします。バイヤーは独自の裁量で数量の変動を受け入れ、配送された数量実数に応じた価格の支払いをすることができます。
- d. 商品は、損傷を受けずに目的地に到着できるように、輸送中に適切に梱包および保管されるものとします。すべてのコンテナおよびその他のパッケージは価格に含まれており、注文書に特に明記されていない限り返品不可です。
- e. サプライヤーは、自己負担で、商品の供給と配送、またはサービスの提供のために必要な輸出/輸入ライセンス、許可、または同意（労働許可または労働の同意を含む）を取得し、遵守するものとします。
- f. バイヤーまたはその代理人は、商品を検査およびテストし、サービスの提供を検査する権利を有し、サプライヤーは、バイヤーがこれらの目的のために施設に入る権利を取り消し不能に付与しま

す。そのような検査またはテストの結果、商品またはサービスが契約に準拠していることをバイヤーが納得せず、バイヤーがサプライヤーに通知した場合、サプライヤーは、バイヤーが満足するに必要なすべての手順を実行するものとします。検査やテストは、バイヤーによる承認を意味するものではありません。

g. バイヤーは、商品の仕様またはサービスの施行方法、数量、梱包、または商品の配達の間、場所、またはサービスの施行変更を含む、注文に関連していつでも書面で変更を加えることができます。そのような変更の結果、商品の配達および/またはサービスの施行コストまたは時間の増加が生じる場合、商品の配達の価格および/またはスケジュールに公平な調整を行うものとします。サービスの施行のサプライヤーによる調整の請求は、サプライヤーが変更を進める前に、バイヤーが書面で承認する必要があります。

h. バイヤーは、商品の配送またはサービスの実行前にいつでもサプライヤーに通知する限り、注文の全体または一部をキャンセルする権利を有します。この場合、バイヤーの唯一の責任はキャンセル時の仕掛品に対する合理的な補償金をサプライヤーに支払う事とします。ただし、補償には、予想される利益の損失または結果として生じる損失は含まれません。

3 価格と支払い

a. 注文書に特に明記されていない限り、商品および/またはサービスの価格には VAT（日本の消費税を含む）は含まれませんが、その他のすべてのまたはバイヤーへの提供としての関税、手数料、税金、送料、送料、梱包、は含まれます。また、バイヤーの事前の書面による同意なしに調整の対象とならないものとします。

b. 注文に価格が記載されていない場合は、サプライヤーが注文を処理する前に、価格をバイヤーと書面で合意する必要があります。

c. サプライヤーの請求書に、注文番号、VAT 率、VAT の課税額、サプライヤーの VAT 登録番号を示さない限り、バイヤーが支払うことはできません。注文書に特に明記されていない限り、支払いはバイヤーがサプライヤーから受け取る請求書の日付から 60 日以内に行われるものとします。サプライヤーは、注文に特に明記されていない限り、バイヤーへの商品の配達またはサービスの完了まで、バイヤーに請求することはできません。

d. バイヤーによる支払いは、バイヤーがサプライヤーに対して持つ可能性のあるクレームまたは権利を損なうものではなく、契約に基づくサプライヤーの義務の充足に関してバイヤーが承認するものではありません。バイヤーは、サプライヤーとの紛争またはクレームが発生した場合、契約に基づいて支払われるべき金額の支払いを保留することができます。

e. バイヤーは、サプライヤーに書面で通知することにより、商品またはサービスについてバイヤーがサプライヤーに支払うべき金額の一部またはすべてを、サプライヤーから会社に支払う金額に対して相殺することができます（他の救済策を損なうことなく）サプライヤーによるデフォルトに関するバイヤーの責任）。

4 リスクとタイトル

a. 商品に関連するリスクは、商品がバイヤーに転送される場合、バイヤーへの配達時に（または、バイヤーの運送業者による商品の受領時に）バイヤーに責任が移行されます。所有権は、敷地内または敷地内に実質的に組み込まれた場合、またはバイヤーの所有物に、またはサービスの完了時に（いずれか早い方）、バイヤーに譲渡されます。

b. 契約に基づいてバイヤーに供給する商品の製造に使用するために、バイヤーがサプライヤーに材料および/または設備を無料で提供する場合、材料および設備は常にバイヤーの所有権に留まるものとします。バイヤーは、サプライヤーが受領した時点でサプライヤーがリスクを負うものとします。サプライヤーは、契約に基づいて商品を製造する目的でのみ、材料および/または機器を使用するものとし、かかる材料および機器に料金、抵当権または負担を課すことはなく、バイヤーの資産として明確に識別され、実用的な場合はそのような材料および/または機器を保管するものとします。

c. サプライヤーは、バイヤーからサプライヤーに提供されたすべての材料、機器、ツール、図面、仕様、およびデータ（「バイヤー材料」）を自己の責任において保管し、バイヤーに返却されるまで材料を良好な状態に維持するものとします。また、バイヤーの書面による指示または許可に従った方法以外で、バイヤーの資料を処分または使用しないでください。

d. サービスの提供のために、またはサービス提供に関連して提供されるすべてのアイテムの所有権は常にバイヤーにあり、サプライヤーはそのようなアイテムに関連するあらゆる性質の先取権を行使、主張、または主張することはできません。それらのリスクは、サービスが完了してバイヤーに再配達されるまでサプライヤーに残ります（リスクがバイヤーに戻る場合）。

5 保証と責任

a. 商品の場合、サプライヤーはバイヤーに次のことを保証します。

納品された商品は、バイヤーからサプライヤーに提供されたすべての仕様および/または図面に準拠するものとし、それがない場合は、サプライヤーの標準仕様および説明またはサンプルに準拠するものとし、

ii. 商品は、満足のいく品質（修正された 1979 年の商品販売法の意味内）、健全な設計、材料、仕上がりであり、サプライヤーによって提示された、またはバイヤーによって指定され合理的に推論される目的に適合するべきで、当事者とサプライヤーとの間の契約または取引から、自己責任で保管し、取引内でサプライヤーに提供されたバイヤーのすべてのアイテムまたは供給された商品に対して、その他の資料（ある場合）で受け入れられる最善の注意とスキルで扱うものとする。

iii. 商品は、商品の製造、パッケージング、ラベリング、保管、取り扱い、および配送に関して適用されるすべての法律、規格、および規制（および注文に記載された収集、数量、またはその他の要件）に準拠し、関連するすべての健康および安全環境規制、ヨーロッパおよびイギリスの標準、または最もよく受け入れられている業界標準を満たすもの

b. サービスの場合、サプライヤーはバイヤーに次のことを保証します。

サービスは、バイヤーへの提供が完了すると、合意された仕様に準拠するものとし、準拠しない場合は、バイヤーの合理的な満足度を追求したサプライヤーの標準仕様と説明またはデモンストレーションに準拠するものとし、

iii. 割り当てられたタスクを実行するために適切なスキルと経験を持つ人員を使用し、サプライヤーの義務が本契約に従って確実に満たされるように十分な数で使用します。

iv. 最高品質の商品、素材、規格、技術を使用し、サービスで提供および使用される、またはバイヤーに転送される仕上り品およびすべての商品と素材に、仕上がり、設置、設計の欠陥がないことを保証します。

v. サービスは、適用されるすべての規格、規制、法的要件、または関連するすべてのヨーロッパ規格および英国規格、および最もよく受け入れられている業界慣行に従って提供されるものとし、

vi. バイヤー上またはバイヤーの敷地内で提供されるサービスの場合、サプライヤーは、関連するすべてのバイヤーポリシー（健康と安全のポリシー、物理的、システムおよび情報セキュリティポリシーを含む）、時間とバイヤーの他の合理的な要求、およびバイヤーのサイト規則を遵守するものとし、

c. サプライヤーは、バイヤーがビジネスを施行するのに必要で、依存するライセンス、権限、同意、または許可を失う可能性のあることを行ったり、または省略しないことを保証し、

d. 商品および/またはサービス（またはそれらのいずれか）がサプライヤーの保証に違反していることが少しでもわかった場合、バイヤーは、サプライヤーに通知することにより、以下の保証を遵守できない場合（違反がわずかであっても）に、バイヤーは商品またはその一部（このような違反の影響を受けない商品の一部またはすべてを含む）のいずれかを拒否し、またはすでに支払われた金銭の即時の返金および注文のキャンセルを要求し、疑念を回避するための以下の権利があり、バイヤーが商品を再販したり、その他の方法で扱った場合でも、バイヤーは引き続き利用できるものとし、

ii. 商品の追加配達またはサービスの追加提供（別の契約に基づくものを含む）を拒否する。

iii. サプライヤーが、（無料で）商品を製造または交換するか、サービスをバイヤーの納得のいくまで再実行することを要求します（いずれの場合も 30 日以内）。製品、修理、交換、または再実行の要求は、サプライヤーが遵守しなかった場合、または製品の製造、修理、または再実行が不十分な場合に、バイヤーが製品またはサービスを拒否することを妨げるものではありません。交換品または再実行されたサービスは、あらゆる点でサプライヤーの保証に準拠するものとし、または

iv. （それ自体で、または第三者との取り決めを通じて）サプライヤーの費用で、製品の製造、修理の修正、またはその他の方法による修正、またはサービスの再実行。サプライヤーは、要求に応じて、バイヤーに、そのような製品の製造、変更、修理、修正、または再実行にかかるコストと費用を払い戻します。

e. サプライヤーの保証に準拠していないと主張される商品は、サプライヤーによる検査のために、バイヤーが実行可能な限り保存するものとし、（サプライヤーが、申し立てられた欠陥について通知されてから 14 日以内に商品を検査する場合）。そして、合理的に実行可能な場合、サプライヤーの費用でサプライヤーに返還されるものとし、

f. サプライヤーは、サプライヤー（またはその下請業者）の不履行が原因であるかどうかにかかわらず、バイヤー、バイヤーの従業員、バイヤーの資産、および第三者に対するいかなる損失または損害に対しても、信頼できる保険会社に保険をかけ、維持するものとします。サービスの提供、商品の供給、またはサプライヤー（またはその下請業者）の過失による、バイヤーが被る可能性のある損失または損害をカバーするのに十分な過失（または、オーダー）。サプライヤーは、バイヤーの要求に応じて、そのようなカバーの証拠をバイヤーに提供するものとします。

6. 不可抗力

バイヤーは、合理的な制御が及ばない状況（以下の行為を含む）を通じて事業の継続が妨げられたり遅延したりした場合、配達または支払いの日付を延期し、注文をキャンセルし、または契約を変更する権利を有します。神、洪水、嵐、干ばつ、地震またはその他の自然災害、パンデミック、伝染病、戦争、法律、または政府、公的機関がとった行動、戦争、火災、プラントまたは機械の故障、燃料または電力の入手不能、爆発と緊急事態）。

7. 知的財産; 第三者クレーム

a. 契約の目的でバイヤーが作成したすべてのデザイン、図面、印刷物、サンプル、仕様、およびその他の資料、および契約の目的でサプライヤーが作成し、所有権のあるデザインまたはその他の知的財産を表現、包含、または具体化するアイテム（特許、発明、ノウハウ、営業秘密、登録意匠、著作権、データベース権、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名、商号、商号、意匠権を含む）バイヤーの手数料または仕様に従い、（場合によっては）バイヤーの所有物となるか、所有者となり、契約の完了時または終了時にバイヤーに返還されるものとします。サプライヤーは、バイヤーからの要求に応じて、バイヤーに（場合によっては）ある完全な権利、権原、および利益を付与するために合理的に必要とされる文書、承認、または宣言を実行または調達するための費用を負担することを引き受けます。

b. サプライヤーは、商品またはサービスに関して、適用または使用することをバイヤーが要求する商標または商品名、バイヤーが承認していない方法で使用または使用を許可しないものとします。

c. サプライヤーは、第三者に対して、バイヤーの知的財産権を無効にする、または矛盾する行為を行う事を許可しないものとします。また、第三者が省略する認可を与えないものとします。

8. 守秘義務

サプライヤーは、機密情報であるすべての技術的または商業的ノウハウ、仕様、発明、プロセスまたはイニシアチブ、またはバイヤーのビジネス、業務または財産、商品、サービスに関連する情報を、厳格な秘密を守るものとします。また、バイヤー、その従業員、代理人、下請業者、およびサプライヤーが取得できるバイヤーのビジネスおよびその製品、サービスに関するその他の機密情報（第7a項で言及されている情報を含む）によってサプライヤーに開示されているバイヤーの事前の書面による同意なし）。サプライヤーは、機密情報の開示を、契約に基づくサプライヤーの義務を履行する目的で知る必要がある従業員、代理人、または下請け業者に限定し、そのような従業員、代理人、または下請け業者が、サプライヤーを拘束するものに対応する機密性を遵守します。この第8項は、契約の終了後も存続するものとします。

9. データ保護

この条項9の目的： (i) 「データ保護法」とは、2018年5月24日までに、欧州経済領域の各加盟国の国内法に置き換えられた指令95/46/ECを意味します。随時、2018年5月25日以降に修正、置き換え、または置き換えられる、欧州議会および理事会のEU一般データ保護規則2016/679（「GDPR」）および/または有効なその他の該当するデータ保護法英国のデータ保護法を含むがこれに限定されない、英国による欧州連合からの脱退を含み、プライバシーおよび電子通信（EC指令）規則2003を含む。(ii) 「処理/処理/処理済み」、「コントローラ」、「プロセッサ」、「データ主体」、「個人データ」、および「個人データ侵害」は、データ保護法と同じ意味を持っているものとします。

a. サプライヤーは、サービスの提供に特に必要な場合を除き、ビジネスの連絡先情報（ビジネスの電話番号、電子メールアドレス、役職やスタッフのIDなど）以外の個人データをバイヤーに提供しない、または提供しないことに同意します。その場合、そのような追加の個人データは、サプライヤーによって事前に具体的に識別され、バイヤーによって書面で同意されるものとします。

b. 契約に基づく権利の行使および義務の履行において、サプライヤーは、データ保護法を含む個人データに関する法的および慣習法の義務を常に遵守するものとします。サプライヤーが個人データを処理する範囲で、サプライヤーは次のことを行うものとします。(i) 個人データを処理、転送、変更、修正、または変更したり、個人データの開示を第三者以外に開示または許可しないで、バイヤーからの文書化された指示に従います（他に合意がない限り、本契約の条件に従って、およびデータ保

護法に従ってサービスを提供するために必要に応じて個人データを処理することに同意するものとします)。そのような場合、サプライヤーが処理前にその法的要件をバイヤーに通知することを条件として、サプライヤーが対象となります。ただし、法律が公共の利益の重要な理由でそのような情報を禁止している場合を除きます。(ii) GDPRの第32条に準拠し、考慮に入れるために、そのような個人データの無許可または違法な処理、およびそのような個人データの偶発的な損失または破壊、または損傷に対して、すべての適切な技術的および組織的対策を講じることまた、最新の処理、性質、範囲、コンテキスト、処理の目的、および未承認または違法な処理、個人データの偶発的な損失、破壊、または損傷から生じる可能性のある危害のリスクに適切である。(iii) バイヤーの書面による事前の同意なしに、またいかなる場合でも適切なデータ転送契約なしに、個人データを欧州経済領域外の国に転送しないこと。(iv) 個人データにアクセスする可能性のある従業員が、適切な機密保持義務または約束に服していることを確認する。(v) 処理の性質を考慮に入れて、GDPRの第33条から第36条に関連してバイヤーがその義務を果たすのを支援するための適切な組織的および技術的対策を実施する。(vi) サプライヤーが第28条(2)および第28条の遵守を保証することを条件とするバイヤーの事前の書面による同意がない限り、下請業者に個人データ(「サブプロセッサー」)の処理を許可しない(4) GDPRの(vii) 本契約の終了または満了後、90日以内に個人データの処理を中止するか、それが関連するサービスとその後(バイヤーの選択により)できるだけ早く、返却するか、法的または規制により個人データを保持する必要がある場合を除き、そのシステム、個人データおよびそのコピー、またはそこに含まれる情報のコピーを安全に消去する。

c. バイヤーがデータ主体から、GDPRの第III章に従って権利を行使する要求を受け取った場合、サプライヤーは合理的に実行可能な限り早くバイヤーに通知し、適切な措置を実施、維持し、バイヤーとしてそのようなすべてを提供するものとします。バイヤーが対象のアクセスリクエストに適時に準拠できるようにすることを合理的に要求する場合があります。

d. サプライヤーは、個人情報の侵害または個人情報の侵害を引き起こす可能性のある状況について、遅滞なく(そしていずれにしても24時間以内に)バイヤーに通知し、バイヤーに十分な情報を提供します。バイヤーがデータ保護法に基づいて個人データ侵害を報告する義務を果たし、バイヤーが指示する(合理的に行動する)ような措置を講じて、そのような個人データ侵害の調査、緩和、および修復を支援するタイムスケール。

e. サプライヤーは、バイヤーにそのような詳細情報を提供し、(該当する場合)バイヤーまたはバイヤーが義務付けた監査人が実施する監査、レビューの実施を許可および提供し、サプライヤーが義務を遵守していることを保証するものとします。この要件は、サプライヤーが以下に関する情報へのアクセスを提供または許可することを義務付けるものではないことを常に条件として、この第9条に規定されています。(i) サプライヤーの内部価格情報。または(ii) サプライヤーの他のクライアントに関連する情報(監督上のデータ保護機関によって義務付けられている、または要求されている場合は保存してください)。サプライヤーは、その見解において、本契約に従ってバイヤーが提供した指示がGDPRまたはその他のEUまたは加盟国のデータ保護規定に違反している場合は、直ちにバイヤーに通知する必要があります。

f. 本契約に基づく処理の主題および目的は、本契約に定めるサービスの提供であり、かかる処理は、第9条(b)(vii)に従い、かかるサービスが提供される期間を通じて行われる場合があります。処理の性質は、サプライヤーがサービスを提供できるようにするために必要な処理操作であり、本契約でより詳細に説明される場合があります。この処理は、バイヤーの顧客および/または従業員(該当する場合)に関連するものであり、名前、連絡先の詳細、および身元情報が含まれる場合があります。コントローラーとしてのバイヤーの義務と権利は、この第9条および本契約の他の箇所に記載されているとおりです。バイヤーは、GDPRの第28条(3)の要件を満たすために必要であると合理的に考えるため、サプライヤーに時々書面で通知することにより、この条項9(f)に合理的な修正を加えることができます。

g. 当事者は、個人情報保護法およびその他の関連する法律、法令、規制、および日本における政令を遵守するものとします。

10.汚職防止

a. サプライヤーは、刑法、国家公務員倫理法、不公正競争防止法、米国を含むがこれらに限定されない、贈収賄および汚職防止に関連するすべての適用法、法令、規制および規則を遵守することを約束します。1977年の外国腐敗行為防止法および2010年英国贈収賄防止法(「腐敗防止法」)、およびバイヤーが汚職防止法に違反することにつながる行為。サプライヤーは、サプライヤーに通知され、随時更新される可能性があるバイヤーの汚職防止ポリシーを遵守するものとします。

b. サプライヤーは、契約の履行に関連してサプライヤーが受け取ったあらゆる種類の不当な金銭的またはその他の利点の要求または要求をバイヤーに迅速に報告するものとします。

11.現代の奴隷

a. 契約に基づく義務の履行において、サプライヤーは、下請け業者のそれぞれが、2015年現代奴隷法を含む奴隷および人身売買の防止に関連するすべての適用される法律、法令、規制および規則を遵守するものとし、これを保証するものとします。

b. サプライヤーは、自社のサプライヤー、下請業者、およびサプライチェーンの他の参加者にデューデリジェンス手順を実施して、サプライチェーンに奴隷または人身売買がないことを確認するものとします。

c. サプライヤーは、サプライチェーンでの奴隷制または人身売買の実際または疑いがあることに気づいたらすぐにバイヤーに通知するものとします。

12.補償

サプライヤーは、またはその結果としてバイヤーが被る、または被る可能性のある直接的、間接的または結果的な損失、損害、訴訟、責任、請求、費用および費用（完全な補償ベースの法的費用を含む）に対してバイヤーを補償するものとします。以下に起因または関連して発生する場合。

サプライヤーの保証のいずれかに準拠していない商品やサービス。

ii 商品やサービスに欠陥があるか、適用される法律や規制に準拠していない場合。

iii サプライヤーによる商品の配送またはサービスの遅延または不完全な配信。

iv サプライヤーによる契約の他の違反、またはサプライヤー、その従業員、代理人、または請負業者の過失による行為（死亡または人身傷害を引き起こしたり、引き起こしたりしないかどうか）；

v バイヤーの従業員または代理人が顧客または第三者が負担した責任、損失、損害、費用、または費用に関して、そのような責任、損失、損害、費用、または費用が発生した範囲でバイヤーに対して行われた請求商品またはサービスに関連する、それらから生じた、または

vi 特許、登録意匠、著作権、意匠権、商標、サービスマーク、商号、またはその他の知的財産権に基づく、第三者またはバイヤーの権利のサプライヤーによる実際に申し立てられた侵害。

13.終了および停止

a. バイヤーは、次の場合にサプライヤーに書面で通知することにより、契約を直ちに終了するか、注文の全部または未解決部分を一時停止することができます。

サプライヤーは、商品の配送または発送に失敗した場合、または2aに基づいて要求された日付または期間（場合によっては）にサービスを開始、完了しなかった場合、または契約の他の条件に違反した場合。

ii サプライヤーは、返済期日が到来した場合、債務を支払うことができず、事業の継続を中止（または中止すると脅迫）し、債権者と何らかの取り決め、または構成を締結し、破産行為または注文を行った場合、効果的な解決策を講じる場合その清算のために、請願が裁判所に提出された場合、受信者および管理者、受信者、管理受信者、または管理者が任命された場合、前述の外国の同等物に苦しんだ場合。または

iii バイヤーは、第13a.ii項の事象が発生したり、サプライヤーが契約に従って商品を提供したりサービスを提供したりしないことを疑う合理的な根拠があります。

b. バイヤーは、第13a条に規定されている状況において、契約の準備の過程で商品が作成されている施設から削除し、他の場所で商品を完成させたり、または処理されている施設から削除する権利を留保します。本サービスに関連してサプライヤーに提供されたり、本サービスに関連してサプライヤーに代わって提供されたあらゆる資料に関連して取り扱われる。バイヤーは、商品またはサービスを他者が完了させる際にバイヤーが被った費用をサプライヤーに請求する権利を有しますが、提供されたサービス、商品はそのように削除されたすべてのサービスの価格の公正な割合をサプライヤーに入金するものとします。およびバイヤーに引き継がれている進行中の作業も同様。

14.その他

a. 契約に基づくバイヤーの各権利または救済は、本契約またはその他の契約に基づくバイヤーの他の権利または救済を害するものではありません。

b. 本契約のいかなる条項も、当事者間のパートナーシップを作成するものではありません。

c. サプライヤーは、バイヤーの書面による事前の同意なしに、契約に基づく権利または義務のすべてまたは一部を他の方法で割り当て、転送、請求、下請けたり、取引しないものとします。

- d. 管轄当局により無効、無効、無効、強制不可能、または不合理（全体または一部）であると定められているこれらの条件の規定は、かかる無効、無効、無効、強制不可能、または不合理の範囲で分離可能とみなされ、これらの条件の他の規定およびそのような規定の残りの部分は影響を受けないものとします。
- e. 通知は、書面で、英語または日本語、あるいはその両方でバイヤーまたはサプライヤーの住所に宛てて送信する必要があり、手渡し、ファーストクラスの郵送、ファクシミリまたは電子メールで送付することができます。手渡しの場合、通知は、配達日の翌営業日に配達されたものとみなされません。郵便で配達された場合、通知は第一種郵便で前払いされた後、3 営業日に配達されたものとみなされます。ファクシミリまたは電子メールで配信された場合、通知は送信時に配信されたものとみなされます。
- f. バイヤーによる権利、権力または救済策の行使の失敗または遅延はそれの放棄として機能せず、部分的行使は同じまたは他の何らかの権利、権力、救済策のさらなる行使を妨げません。契約の条項のいずれかによって付与されたバイヤーに対する救済策は、他の救済策を排除することを意図したものではなく、すべての救済策は累積的であり、他のすべての救済策に加えて行われます。
- g. 契約の終了後に明示的または暗示的に有効なこれらの条件の規定は、終了にもかかわらず、引き続き施行可能であるものとします（第7、8、10、および13b 項を含む）。
- h. 契約の当事者は、その条項のいずれも、契約の当事者ではない個人が1999年の契約（第三者の権利）法に基づいて執行可能であることを意図していません。誤解を避けるために、契約の当事者ではない者は、契約に基づき、これに関連するいかなる権利も有しません。
- 私。本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、両当事者は、東京地方裁判所が本契約またはその主題に起因または関連して生じた紛争で請求を解決するための第一審の専属管轄権を有することに同意するものとします。（非契約紛争または請求を含む）。